

沼津市建築物等耐震化促進事業費補助金交付事務取扱要領

	平成16年5月25日	都市計画部長決裁
改正	平成17年3月31日	都市計画部長決裁
改正	平成19年3月30日	都市計画部長決裁
改正	平成20年4月1日	都市計画部長決裁
改正	平成24年3月30日	都市計画部長決裁
改正	平成26年3月31日	都市計画部長決裁
改正	平成27年10月1日	都市計画部長決裁
改正	平成28年3月17日	都市計画部長決裁
改正	平成29年4月1日	都市計画部長決裁
改正	平成30年4月1日	都市計画部長決裁
改正	令和2年3月31日	都市計画部長決裁
改正	令和2年10月27日	都市計画部長決裁
改正	令和3年3月31日	都市計画部長決裁

(趣旨)

第1条 沼津市建築物等耐震化促進事業費補助金の交付に関しては、沼津建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)及びこの取扱要領に定めるところによる。

(補助対象事業の採択要件)

第2条 補助対象となる事業は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 既存建築物耐震補強助成事業 要綱第2条に定めに基づき実施する耐震改修を行う事業で、耐震診断の結果、 I_s/ET (静岡県耐震判定指標値) <1.0 かつ $I_s<0.6$ であった災害拠点施設が $I_s/ET\geq 1.0$ となる耐震補強工事を行う事業及び耐震診断の結果、 $I_s<0.6$ であった災害拠点施設以外の建築物が $I_s\geq 0.6$ となる耐震補強工事を行う事業とする。
- (2) 既存建築物耐震診断事業 静岡県地震対策推進条例(平成8年静岡県条例第1号。以下「県条例」という。)に基づき、要綱第2条に定める既存建築物の耐震診断を行う事業とする。
- (3) 既存住宅耐震診断事業 県条例に基づき、要綱第2条に定める既存住宅について、所有者又は居住者が行う非木造住宅の耐震診断事業とし、補助額の上乗せを行なう高齢者等が居住する住宅は、次のいずれかに該当するものとする。
 - ア 65歳以上の者のみが居住するもの
 - イ 身体障害者手帳の交付を受け、身体障害程度等級が1級又は2級のものが居住するもの
 - ウ 介護保険法による要介護者又は要支援者が居住するもの
 - エ 養育手帳又は精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている者が居住するもの
- (4) 緊急輸送道路沿道建築物耐震補強助成事業 制度要綱第3.第六号に基づき実施する緊急輸送道路沿道建築物耐震補強助成事業とする。
- (5) 既存建築物補強計画策定事業 要綱第2条に定めに基づき実施する補強計画策定を行う事業で、耐震診断の結果、 I_s/ET (静岡県耐震判定指標値) <1.0 かつ $I_s<0.6$ であった災害拠点施設が $I_s/ET\geq 1.0$ となる補強計画策定を行う事業及び耐震診断の結果、 $I_s<0.6$ であった災害拠点施設以外の建築物が $I_s\geq 0.6$ となる補強計画策定を行う事業とする。
- (6) 木造住宅除却助成事業 県条例に基づき、木造住宅の耐震化を推進することを目的とし、次のいずれにも該当する事業とする。
 - ア 木造住宅で所有者が行う除却工事
 - イ 耐震診断の結果、倒壊の危険性有と診断された木造住宅の除却工事
 - ウ 特定行政庁の勧告または耐震改修促進法に基づく指導を受けたもの
 - エ 沼津市空き家等の適正管理および有効利用に関する条例第4条の勧告を受けていないもの
 - オ 建設業許可および静岡県解体工事業登録等の解体工事業を行うことができる事業者の行う当該除却工事または所有者本人の行う除却工事
 - カ 要綱別表第2に規定する高齢者のみが居住する住宅等で、居住者が耐震性能を有する既存住宅に移転するもの

(7) 木造住宅耐震補強助成事業(補強計画一体型) 県条例に基づき、地震発生時における木造住宅の倒壊による災害を防止し、地震に対する安全性の向上を目的とする事業で、次のいずれかにも該当する事業とする。

ア 木造住宅で所有者又は居住者が行う当該耐震補強計画の策定及び、耐震補強工事

イ 耐震診断の結果、耐震評点が1.0未満であった木造住宅が、耐震補強工事を行なった後に、耐震評点が1.0以上となる当該耐震補強工事。ただし、耐震評点が0.3以上あがる耐震補強工事に限る。

ウ 新工法を採用する等、前号イの診断が困難な場合は、イと同等以上の効果が認められる耐震補強工事

エ 補助額の上乗せを行なう高齢者等が居住する住宅は、次のいずれかに該当するものとする。

(7) 65歳以上の者のみが居住するもの

(イ) 身体障害者手帳の交付を受け、身体障害程度等級が1級又は2級のものが居住するもの

(ウ) 介護法による要介護者又は要支援者が居住するもの

(エ) 養育手帳又は精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている者が居住するもの

オ 交付要綱別表第6に規定する耐震診断の結果、倒壊の危険性の高い住宅とは、耐震診断の結果、評点が0.7未満であるものとする。

カ 交付要綱別表第6に規定する耐震補強により、地震後も自宅での生活継続を可能とする耐震性を確保する住宅とは、次の各号のいずれかに該当する耐震補強工事を実施するものとする。

(7) 耐震補強工事を行った後に、評点が1.2以上となるもの

(イ) 新工法を採用する等、(7)と同等以上の効果が認められる耐震補強工事

キ 交付要綱別表第6に規定する家具の固定を行う住宅とは、寝室、居間にある家具で、寝る場所、座る場所、出入口周辺に転倒する危険性のある家具の固定を行うものとする。なお、家具の固定を既の実施している場合は、家具の固定を行う住宅とみなすこととする。

ク 別表第6に規定する耐震補強のPRを行う住宅とは、次の(7)に該当し、かつ、(イ)から(オ)のいずれかに該当するものとする。

(7) 工事期間中に耐震補強PR看板を設置するもの

(イ) 工事期間中に現場見学会を実施するもの

(ウ) 工事完成後に完成見学会を実施するもの

(エ) 工事完成後に住宅所有者等が耐震補強工事を実施するきっかけを記載した文書及び耐震補強工事後の住宅の写真を提出するもの

(オ) その他耐震補強のPRに有効であると市長が認めるもの

(8) 緊急輸送道路沿道建築物補強計画策定事業 制度要綱3. 第一号ハ又は第二号ハに基づき実施する緊急輸送道路沿道建築物耐震計画策定の助成事業とする。

(9) 要綱第6条に定める「市長が軽微な変更と認める場合」とは、木造住宅耐震補強助成事業において耐震評点が変更前と同等以上となる工事内容の変更であって、補助対象金額に変更が無い場合その他これに類する場合をいう。

(補助対象経費)

第3条 本事業の補助対象は、要綱別表に定める経費で、市長が事業の実施に必要と認める範囲内の経費とする。

(計画の変更)

第4条 補助金の交付の申請後、交付の決定前に事業の計画を変更する必要がある場合は、速やかに沼津市建築物等耐震化促進事業計画変更届(第1号様式)を市長に提出するものとする。

(添付書類)

第5条 要綱に規定する交付の申請、変更等の承認及び実績報告をするときは、要綱に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 既存建築物耐震補強助成事業

ア 交付の申請 各1部

<共通>

- (7) 事業経費の根拠 見積書（内訳設計書）の写し
- (イ) 位置図 縮尺 25,000分の1以上（都市計画総括図に優良建築物等整備事業区域を表示）
- (ウ) 施行区域図 縮尺 2,500分の1以上（白図に施行地区を赤線で表示、地区内の構造別現況を表示）
- (エ) 耐震改修図 縮尺 500分の1以上
改修計画書、配置図、各階平面図、立面図及び断面図、改修詳細図、耐震補強計画判定書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく計画認定通知書の写し
- イ 変更等の承認申請 各1部
 - (7) 変更の内容がわかる書類
- ウ 実績の報告 各1部
 - <共通>
 - (7) 事業経費の根拠 耐震改修工事経費の契約書の写し、及び領収書の写し
 - (イ) 位置図 縮尺 25,000分の1以上（都市計画総括図に優良建築物等整備事業区域を表示）
 - (ウ) 施行区域図 縮尺 2,500分の1以上（白図に施行地区を赤線で表示、地区内の構造別現況を表示）
 - (エ) 事業報告書 事業実施状況に関する事、工事監理状況に関する事、事業の中間工程及び完了状況写真、改修設計書、配置図、各階平面図、立面図及び断面図
- (2) 既存建築物耐震診断事業及び既存住宅耐震診断事業
 - ア 交付の申請 各1部
 - (7) 事業経費の根拠 見積書（内訳設計書）の写し
 - (イ) 昭和56年5月31日以前に建築（10㎡以上の増築、改築を含む）したこと及び所有者等を証明するもので下記のいずれかの書類の写し
 - a 建築確認通知書
 - b 固定資産課税台帳登録証明書（家屋）
 - c 建物の登記事項証明書
 - d その他市長が必要と認めたもの（所有者等が証明できない場合それらを証明する書類）
 - (ウ) 耐震診断実施建築物の位置図（縮尺2,500分の1以上の都市計画総括図等）
 - (エ) 耐震診断実施建築物の配置図、平面図
 - (オ) 高齢者等であることを条件に申請する場合
 - a 高齢者等であることを証明するもので、下記のいずれかの書類の写し
 - ・ 世帯全員の住民票
 - ・ その他市長が必要と認めたもの（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳等）
 - b 家族構成報告書
 - (カ) その他市長が必要と認めたもの
 - イ 変更等の承認申請 各1部
 - (7) 変更の内容がわかる書類
 - ウ 実績報告 各1部
 - (7) 補強計画策定費又は耐震診断経費の契約書の写し、及び請求書又は領収書の写し。ただし、請求書を添付する場合は併せて補助金額算出に要する金額以上の領収書を添付すること。
 - (イ) 耐震診断結果報告書（木造住宅については、補強計画書を含む。）
 - (ウ) 耐震診断判定書の写し
 - (エ) 木造住宅については静岡県耐震診断補強相談士登録証の写し
- (3) 緊急輸送道路沿道建築物耐震補強助成事業
 - ア 交付の申請 各1部

<共通>

(7) 事業経費の根拠 見積書（内訳設計書）の写し

(イ) 位置図 縮尺 25,000分の1以上（都市計画総括図に優良建築物等整備事業区域を表示）

(ウ) 施行区域図 縮尺 2,500分の1以上（白図に施行地区を赤線で表示、地区内の構造別現況を表示）

(エ) 耐震改修図 縮尺 500分の1以上

改修計画書、配置図、各階平面図、立面図及び断面図、改修詳細図、耐震補強計画判定書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく計画認定通知書の写し

イ 変更等の承認申請 各1部

(7) 変更の内容がわかる書類

ウ 実績の報告 各1部

<共通>

(7) 事業経費の根拠 耐震改修工事経費の契約書の写し、及び領収書の写し

(イ) 位置図 縮尺 25,000分の1以上（都市計画総括図に優良建築物等整備事業区域を表示）

(ウ) 施行区域図 縮尺 2,500分の1以上（白図に施行地区を赤線で表示、地区内の構造別現況を表示）

(エ) 事業報告書 事業実施状況に関する事、工事監理状況に関する事、事業の中間工程及び完了状況写真、改修設計書、配置図、各階平面図、立面図及び断面図

(4) 既存建築物補強計画策定事業

ア 交付の申請 各1部

(7) 事業経費の根拠 見積書（内訳設計書）の写し

(イ) 昭和56年5月31日以前に建築（10㎡以上の増築、改築を含む）したこと及び所有者等を証明するもので下記のいずれかの書類の写し

a 建築確認通知書

b 固定資産課税台帳登録証明書（家屋）

c 建物の登記事項証明書

d その他市長が必要と認めたもの（所有者等が証明できない場合それらを証明する書類）

(ウ) 補強計画策定実施建築物の位置図（縮尺2,500分の1以上の都市計画総括図等）

(エ) 補強計画策定実施建築物の配置図、平面図

(オ) 補強計画策定建築物の耐震診断結果報告書

(カ) 補強計画策定建築物の耐震診断判定書の写し

(キ) その他市長が必要と認めたもの

イ 変更等の承認申請 各1部

(7) 変更の内容がわかる書類

ウ 実績報告 各1部

(7) 補強計画策定費の契約書の写し、及び請求書又は領収書の写し。ただし、請求書を添付する場合は併せて補助金額算出に要する金額以上の領収書を添付すること。

(イ) 補強計画に係る判定書の写し

(5) 木造住宅除却助成事業

ア 交付の申請 各1部（わが家の専門家診断事業で耐震診断を行った場合は、(イ)及び(オ)の書類の添付は省けるものとする。）

(7) 事業経費の根拠 見積書の写し

(イ) 位置図（縮尺2,500分の1以上の地図）

(ウ) 昭和56年5月31日以前に建築（10㎡以上の増築、改築を含む）したこと及び住宅であること、かつ所有者を証明するもので下記のいずれかの書類の写し

- a 建築確認通知書
- b 固定資産課税台帳登録証明書（家屋）
- c 建物の登記事項証明書
- d その他市長が必要と認めたもの（所有者等が証明できない場合それらを証明する書類）
- (I) 耐震診断結果報告書
- (オ) 平面図
- (カ) 着工前の写真
- (キ) 現に居住の用に供する場合、身分証明書等の写し
- (ク) 高齢者のみが居住する住宅等を証明する以下のいずれかの書類
 - ・世帯全員の住民票
 - ・その他市長が必要と認めたもの（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳等）
- (ケ) 移転先の建物の登記事項証明書
- (コ) 所有者以外による申請の場合は承諾書
- (ク) その他市長が必要と認めたもの
- イ 変更等の承認申請 各1部
 - (7) 変更の内容がわかる書類
- ウ 実績報告 各1部
 - (7) 事業経費の契約書の写し、及び請求書又は領収書の写し。ただし、請求書を添付する場合は併せて補助金額算出に要する金額以上の領収書を添付すること。
 - (イ) 完了時の写真
 - (ウ) 工事除却届の写し
 - (エ) 耐震性がある住宅へ住み替えたことを証明する以下のいずれかの書類
 - ・住民票
 - ・新耐震基準の住宅であることがわかる書類
 - (オ) その他市長が必要と認めたもの
- (6) 木造住宅耐震補強助成事業（補強計画一体型）
 - ア 交付の申請 各1部
 - (7) 事業経費の根拠 見積書（内訳設計書）の写し
 - (イ) 位置図（縮尺2,500分の1以上の地図）
 - (ウ) 昭和56年5月31日以前に建築（10㎡以上の増築、改築を含む）したこと及び所有者等を証明するもので下記のいずれかの書類の写し
 - a 建築確認通知書
 - b 固定資産課税台帳登録証明書（家屋）
 - c 建物の登記事項証明書
 - d その他市長が必要と認めたもの（所有者等が証明できない場合それらを証明する書類）
 - (I) 耐震診断結果報告書の写し
 - (オ) 平面図（補強前）
 - (カ) 高齢者等であることを条件に申請する場合
 - a 高齢者であることを証明するもので、下記のいずれかの書類の写し
 - ・世帯全員の住民票
 - ・その他市長が必要と認めたもの（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保険福祉手帳等）
 - b 家族構成報告書
 - (キ) 静岡県耐震診断補強相談士登録証の写し
 - (ク) その他市長が必要と認めたもの
 - イ 変更等の承認申請 各1部
 - (7) 変更の内容がわかる書類
 - ウ 実績報告 各1部

- (7) 補強計画策定費用又は耐震診断経費、耐震補強工事の契約書の写し。請求書又は領収書の写し。ただし請求書を添付する場合は併せて補助金額算出に要する金額以上の領収書を添付すること。
- (イ) 耐震補強計画書
- (ウ) 施工箇所毎の着工前、施工中及び完了時の写真
- (エ) 第2条(10)に定める軽微な変更があった場合には、変更の内容がわかる書類
- (7) 緊急輸送道路沿道建築物補強計画策定事業
 - ア 交付の申請 各1部
 - (7) 事業経費の根拠 見積書(内訳設計書)の写し
 - (イ) 昭和56年5月31日以前に建築(10㎡以上の増築、改築を含む)したこと及び所有者等を証明できるもので下記のいずれかの書類の写し
 - a 建築確認通知書
 - b 固定資産課税台帳登録証明書(家屋)
 - c 建物の登記事項証明書
 - d その他市長が必要と認めたもの(所有者等が証明できない場合それらを証明する書類)
 - (ウ) 補強計画策定実施建築物の位置図(縮尺2,500分の1以上の都市計画総括図等)
 - (エ) 補強計画策定実施建築物の配置図、平面図
 - (オ) 補強計画策定建築物の耐震診断結果報告書
 - (カ) 補強計画策定建築物の耐震診断判定書の写し
 - (キ) その他市町が必要と認めたもの
 - イ 変更等の承認申請 各1部
 - (7) 変更等の内容がわかる書類
 - ウ 実績報告 各1部
 - (7) 補強計画策定費の契約書の写し、及び請求書又は領収書の写し。ただし、請求書を添付する場合は併せて補助金額算出に要する金額以上の領収書を添付すること
 - (イ) 補強計画に係る判定書の写し

(耐震診断及び補強計画の判定方法)

第6条 耐震診断及び補強計画の判定方法は、次に掲げる事項によるものとする。

- (1) 既存建築物耐震診断事業及び既存住宅耐震診断事業、既存建築物補強計画策定断事業、

ア 耐震診断及び補強計画の判定は、次の基準による。

- (7) 「公立学校施設に係る大規模地震対策関係法令及び地震防災対策関係法令の運用細目」(昭和55年7月23日付け文管助第217号文部大臣裁定(平成7年8月24日付け文教施第185号による改正以前のものを含む。))
- (イ) (財)日本建築防災協会による「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」(昭和60年)

ただし、地盤・基礎の評点については、次のとおり読み替えて適用する。

A	地盤・基礎	地盤		良い	普通	悪い
		基礎				
		鉄筋コンクリート造布基礎		1.0	0.8	0.7
		無筋コンクリート造布基礎		1.0	0.7	0.5
		ひびわれのあるコンクリート造布基礎		0.7	0.5	0.4
		その他の基礎(玉石、石積、ブロック塀)		0.6	0.4	0.3

なお、地盤の判定を静岡県地盤分類図により行う場合は次のとおり適用する。

第1種地盤 良い地盤

第2種地盤 普通の地盤

第3種地盤 悪い地盤

- (ウ) (財)日本建築防災協会による「改訂版既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」(2001年改訂版(ただし、電算処理ソフトが使用できる環境が整うまでは平成2年改訂版によることができる))
 - (エ) (財)日本建築防災協会による「改訂版既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準改修設計指針同解説」(平成10年改訂版)
 - (オ) (社)営繕協会による「官庁施設の耐震点検・改修要領」(昭和62年)
 - (カ) 「屋内運動場等の耐震性能診断基準」(平成7年10月23日付け7教施第21の1号文部省教育助成局施設助成課長通知)
 - (キ) (財)日本建築防災協会による「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針・同解説」(平成8年)
 - (ク) その他特に市長が必要と認めたもの
- イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の耐震診断にあたっては、原則として電算ソフトを使用するものとし、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造は、第2次診断まで実施すること。
- ウ 診断結果及び補強計画は、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会規約第8条第2項に基づき登録された耐震判定委員会に諮るものとする。ただし、県が実施した各種構造の耐震診断講習会を受講修了した者又はそれらの者と同等の知識を有する者が耐震診断を行った次に掲げる建築物の診断結果についてはこの限りでない。
- (ア) 次のaからbのいずれにも該当する鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物
 - a 延べ面積 300 平方メートル以下
 - b 高さ13メートル以下
 - (イ) 次のaからdのいずれにも該当する木造の建築物。
 - a 延べ面積 1,000 平方メートル以下(平屋建てのものは除く。)
 - b 高さ13メートル以下
 - c 軒の高さ9メートル以下
 - d 階数2以下
 - (ウ) 市長が不要と認める建築物
- (2) 木造住宅耐震補強助成事業(補強計画、補強工事一体型)
- ア 耐震診断は次のいずれかで実施した診断とする。
- (ア) わが家の専門家診断事業(平成13年8月7日付け住安第219号)
 - (イ) 既存住宅耐震診断事業(平成15年度までの既存建築物耐震性向上事業を含む。)
 - (ウ) 静岡県耐震診断補強相談士がいる建築士事務所が、(財)日本建築防災協会による「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」(ただし、 L_t/L_r から $D \times E$ を求める図は除く。)の基準で実施した耐震診断
- イ 補強後の耐震評点は下記のいずれかの基準で算定する。その算定を行なう者は、静岡県耐震診断補強相談士がいる建築士事務所とする。
- (ア) 「静岡県耐震診断補強相談マニュアル」
 - (イ) (財)日本建築防災協会による「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」(ただし、 L_t/L_r から $D \times E$ を求める図は除く。)
 - (ウ) 新工法を採用する際、前号(ア)及び(イ)の診断が困難な場合は、(ア)及び(イ)と同等以上の効果が認められる耐震補強工事。
- (3) 木造住宅除却助成事業
- ア 耐震診断は次のいずれかで実施した診断とする。
- (ア) わが家の専門家診断事業(平成13年8月7日付け住安第219号)
 - (イ) 既存住宅耐震診断事業(平成15年度までの既存建築物耐震性向上事業を含む。)
 - (ウ) 国土交通大臣登録 木造耐震診断資格者講習及び木造住宅の耐震改修技術者講習会を受講し

た建築士の所属する建築士事務所、および静岡県耐震診断補強相談士が所属する建築士事務所が、(財)日本建築防災協会による「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」(ただし、L t / L r から D × E を求める図は除く。)の基準で実施した耐震診断

(イ) その他市長が認めるもの

(耐震診断結果報告書)

第7条 耐震診断結果報告書には、次の事項を記載した書類を添付するものとする。

(1) 木造

ア 建築物の所有者、所在地、用途・規模、診断者の名称・住所、診断年月日

イ 「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」((財)日本建築防災協会発行)の耐震精密診断表(原則として現況、補強計画両方の診断表)及び耐震評点

ウ 補強計画書及び補強計画平面図(補強方法、補強箇所を明示する。)

(2) 木造以外

ア 建築物の名称、所在地、用途、診断者の名称、住所、診断年月日

イ 構造部材強度(コンクリート、鉄筋、鉄骨、杭耐力、地耐力その他)

ウ 耐震診断の方針

エ 診断結果の概要

オ 建築物の性質

カ 総合所見

キ 平面図、伏図、軸組図

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほかに必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、平成16年5月25日から施行し、平成16年度分の補助金から適用する。

2 第2条第4号に規定する事業に係る第3条から第8条まで規定は、平成19年3月31日までに実施する事業に限り、適用する。

3 沼津市既存建築物耐震性向上事業費補助金交付要領(平成14年8月15日)、沼津市木造住宅耐震改修事業費補助金交付取扱要領(平成14年9月13日)(以下「旧既存建築物耐震性向上事業費補助金交付要領等」という。)は、廃止する。

4 この要領の施行前に旧既存建築物耐震性向上事業費補助金交付要領等の規定により市長に対してなされた申請その他の手続きは、それぞれこの要領の相当の規定によりなされた申請その他の手続きとみなす。

附 則

1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成19年4月2日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この要領は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この要領は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この要領は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この要領は、平成27年10月1日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この要領は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この要領は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。
附 則
- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。
附 則
- 1 この要領は、令和2年11月1日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。
附 則
- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。